

－日本私立学校振興・共済事業団－

私立大学等経常費補助金の経理が不当

6件 不当金額(支出) 1億3060万円

1 補助金の概要

日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金の額は、①申請年度の5月1日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数、②財務諸表等の情報の積極的な提供を行っているかなどに基づいて算定することとなっている。(一般補助)

このほか、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のため、特別補助の要件に該当する場合、補助金を増額して交付している。(特別補助)

2 検査の結果

検査したところ、補助金の額の算定対象とならない専任教員等の記入があつたりなどしていたのに、学校法人から提出された資料に基づいて補助金の額を算定したため、補助金が過大に交付された結果となっているものが6件あり、補助金130,601,000円が不当と認められる。

これを学校法人別に示すと次のとおりである。

(単位：千円)

事業主体 (本部所在地)	年 度	補助金交付額	不当と認める補助金額
	摘 要		
学校法人高崎商科大学 (群馬県高崎市)	20、21	243,443	3,872
	財務諸表等の情報の積極的な提供を、公開対象を利害関係人に限するなどしていて一般補助の補助金を増額する要件を満たしていなかったり、「インターンシップに係る特別補助」の算定対象の学生数を過大に計上するなどしていたもの		
学校法人 桐丘学園 (群馬県みどり市)	20	95,132	3,081
	「専攻科支援及び看護師養成に係る特別補助」の算定対象の基礎とした看護学科が特別補助の対象とならない学生募集を停止した学科であったもの		
学校法人 廣池学園 (千葉県柏市)	20	491,612	7,006
	「大学院基盤分に係る特別補助」の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の修了者数を過少に計上していたもの		
学校法人 慶應義塾 (東京都港区)	20、21	17,557,620	110,029
	1週間の割当授業時間数が所定の時間数(通常6時間)を下回っていて補助金の算定対象とならない専任教員等を一般補助の算定対象に含めていたり、「大学院基盤分に係る特別補助」の修了者数を過少に計上するなどしていたもの		
学校法人 拓殖大学 (東京都文京区)	20、21	1,905,182	4,388
	「大学院基盤分に係る特別補助」の算定対象となる専任教員数を過大に計上するなどしていたもの		
学校法人九州国際大学 (北九州市)	20、21	451,045	2,225
	「大学院基盤分に係る特別補助」の算出の基礎となる研究科ごとの過去3年間の修了者数及び学位授与数を過大に計上するなどしていたもの		